建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

「どうしたら経営状況分析の評点がアップできますか」という質問を受けることがあります。また、巷では、評点アップを請け負うことを謳い文句に営業をされているところもあるようです。

しかし、筆者の私見ではありますが、経営状況分析は何か対策を打ち評点アップを狙うというよりは、自社の経営改善に取り組み収益性を向上させ財務体質を改善して経営の安定や発展へとつなげ、その結果として評点アップにつながると考えます。

完成工事高をとにかくあげる旧来の経営から、コスト管理、キャッシュフローや利益重視への経営に切り替える、自己資本の充実を図り負債を極力返済する、余分な固定資産を整理するなど、色々な評点アップ方法が取り上げられています。多くはその通りですが、いきなり利益率の高い工事だけを受注したり、運転資金に余裕の少ない企業が一気に負債を返済することは容易ではありません。勢い余って、粉飾決算や虚偽申請に走ると取り返しがつかない事態に発展します。

やはり、中長期に構えた経営改善こそが評点アップにつながると考えます。そのためには正しい財務諸表を作成し、経営者が会社の姿を正しく認識することが第一歩です。

そこで、小手先の評点アップではなく、経営状況分析を受審するにあたり建設業法様式の財務諸表を作成する参考資料として、ここだけは押さえたい留意点をシリーズで解説いたします。
業務の参考にしていただければ幸いです。

第１回　　流動資産（その１）

【現金預金】・・現金預金がマイナスの場合、原因を取り除きプラスで表示する必要があります。原因として、当座借越が考えられます。当座借越は他の現金預金と相殺せず、流動負債の「短期借入金」に計上します。

【受取手形】・・「不渡手形」「割引手形」「裏書譲渡手形」の混入がよく見かけられます。「不渡手形」は、決算後１年以内に弁済を受けられるものは流動資産に計上し、弁済を受けることが出来ないものは固定資産の投資その他の資産の「破産更生債権等」に計上します。また、割引手形や裏書譲渡手形は受取手形から控除し、注記表の７(２)に千円単位で記載します。割引手形や裏書譲渡手形の金額は、経営状況分析上必要になりますので、計上がない場合でも注記表の７(２)に「０」または「該当なし」を記載します。

＜電子記録債権（債務）について＞
近年「電子記録債権（債務）」を目にする機会が増えてきましたが、２００９年４月に「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての事務の取扱い」を企業会計基準委員会が公表しました。これによれば、電子記録債権（又は電子記録債務）」等、電子記録債権（債務）を示す科目をもって表示する。（重要性が乏しい場合には、電子記録債権・債務を区分掲載することなく手形債権に含めて表示することができる。）」こととされました。経営状況分析においては、「経営事項審査の事務取扱について（通知）」（※）が改正され、貸借対照表に計上された電子記録債権・債務は営業キャッシュフロー（Ｘ７）の算定おいて、「受取手形・支払手形に含むこととする」とされ経営状況分析の評点計算に影響する重要な科目になっています。
(※)平成２０年１月３１日国総建第２６９号、改正平成２６年１０月３１日国土建第１６１号

【完成工事未収入金】と【売掛金】・・建設工事の売上代金に係る未収分は「完成工事未収入金」として計上し、兼業事業売上代金に係る未収分は「売掛金」として計上します。
このように建設業に関係する取引から発生した勘定科目と不動産、運送業など兼業事業から発生した勘定科目は区分をします。
建設業に関係する取引から発生した勘定科目は、完成工事未収入金、未成工事支出金、工事未払金、未成工事受入金、完成工事保証引当金など商業簿記ではみられない特有の勘定科目名がついています。

＜ポイント＞
会計基準には「ワン・イヤー・ルール」（一年基準）と呼ばれるものがあります。
これは一年以内に回収や支払いができるかどうかによって分類する会計上の基準（ルール）をいいます。貸借対照表の資産や負債は、一年以内か一年超かによって、「流動」または「固定」のいずれかに分類（区分）するというルールです。
例えば、決算期後１年以内に弁済が受けられないことが明らかな「完成工事未収入金」及び「売掛金」は流動資産ではなく、固定資産の投資その他の資産（破産更生債権等）に計上することとされています。
ただ、１年以内に弁済が受けられなくとも、その取引が正常な営業サイクルであれば、「流動資産」に計上されます。ややこしいですね。
正常な営業循環（営業サイクル）内にあるかどうかで分類する「正常営業循環基準」を適用し、その後にもう一つの分類基準である「ワン・イヤー・ルール」を適用するという手順になります。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は、「現金預金」「受取手形」「完成工事未収入金」の勘定科目についてご説明させていただきました。そのなかで１年基準や電子記録債権債務等に触れましたが参考になりましたでしょうか。
今回は、「未成工事支出金」に絞って説明をします。建設業会計特有の勘定科目になり一般にはなじみのない勘定科目ですが、経営状況分析では直接評点に影響する重要な勘定科目です。参考にしていただければ幸いです。

第２回　　流動資産（その２）

【未成工事支出金】・・施工中の工事にかかった「材料費」、「労務費」、「外注費」、「経費」などの費用を、この「未成工事支出金」勘定に計上します。工事が完成すれば、完成工事高を計上し、同時に当該工事の原価として「完成工事原価」に「未成工事支出金」を振り替えなければなりません。
税務申告決算書の中には「未成工事支出金」が別の勘定科目で表示されている場合があります。建設業様式の財務諸表に転記する際、「未成工事支出金」が含まれているかもしれない勘定科目を下記にあげてみました。

（１）「棚卸資産」

棚卸資産には、商品・製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品などが計上されています。

このうち、半製品、仕掛品などの内容が施工中の工事であれば、「未成工事支出金」となります。

また、原材料、貯蔵品などで既に特定の工事現場に搬入されているものも「未成工事支出金」となります。

一方、倉庫に保管されている材料は「材料貯蔵品」、兼業事業の商品・製品、半製品、仕掛品等は「販売用資産」として区別することになります。

税務申告決算書の説明資料として「棚卸資産の内訳書」があります。内訳書を確認して「未成工事支出金」が含まれていないかの確認が必要です。

（２）「前渡金」・「仮払金」

「前渡金」は、商品や原材料の仕入れや外注加工の依頼の際に支払った内金や手付金を、商品の引き渡し等を受けるまでに一時的に処理する勘定科目です。

「仮払金」は、金銭の支出は行ったが処理する勘定科目が不明な場合、または処理する勘定科目はわかっているが最終的な金額が未確定な場合に、その支出を一時的に処理する勘定科目です。

建設業会計では、特定の工事に係る資材の仕入れ先、下請先に支払った前渡金、中間金などは、完成までは「未成工事支出金」で処理します。「前渡金」、「仮払金」に「未成工事支出金」が含まれている場合がありますので注意して下さい。また、「立替金」なども同様です。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は「未成工事支出金」を取り上げました。参考になりましたでしょうか。
今回は、ご照会が多くある「仮払法人税等」「仮払消費税」をお届けしたいと思います。

第３回　　流動資産（その３）

【仮払法人税等（仮払税金)】・・「仮払法人税等（仮払税金)」は、中間申告や予定申告で納付した「法人税、住民税および事業税」を処理する一時的な勘定科目です。建設業様式の財務諸表を作成する際に「仮払法人税等（仮払税金)」に計上があれば精算しなければなりません。なお、「仮払法人税等（仮払税金)」が還付を受ける予定の税金である場合は、「未収還付法人税」で計上します。

【仮払消費税】・・「仮払消費税」「仮受消費税」がともに税務申告決算書に残っている場合、当期に精算すべき「仮払消費税」（流動資産の部）は、当期に精算すべき「仮受消費税」（流動負債の部）と相殺し、「仮払消費税」が多いときは流動資産の「未収消費税」として計上し、「仮受消費税」が多いときは流動負債の「未払消費税」として計上します。

また、「繰延税金資産」という勘定科目があります。この勘定科目は税効果会計を採用する企業で使用されます。税効果会計とは、会計上の費用又は収益と税務上の損金又は益金の認識時点にズレがある場合に、法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税の額等とを合理的に対応させることを目的とする会計上の手続きをいいます。
よくある間違いとして、この「繰延税金資産」に「法人税、住民税及び事業税」や「消費税」など支払った税金を誤って計上されている場合がありますのでご注意下さい。

こぼれ話し　　（現金主義、発生主義）
あれぇ、税務申告決算報告書に「未払法人税等」、「法人税、住民税及び事業税」の勘定がありません。これでは建設業法様式に転記できません、困ったということは経験がありませんか。

現金主義：現金主義とは、現金の収支に基づいて費用と収益を認識する会計処理
発生主義：発生主義とは、取引が発生した事実に基づいて費用と収益を認識する会計処理

当期の利益に課される租税は、納付が先であっても当期の費用として損益計算書の「税引前当期純利益」の下に「法人税、住民税及び事業税」の勘定をたてて計上します。
また、貸借対照表には「未払法人税等」の勘定をたてて計上します。（発生主義）
ところが、中小企業では希に現金主義を採用した会計処理も見受けられます。
この場合、当期の利益に課される租税も納付時（翌期）に費用認識されます。勘定科目も租税公課などで処理され、「未払法人税等」、「法人税、住民税及び事業税」の勘定が見当たらない例も多くあります。建設業法様式への転記は発生主義に基づく会計処理が必要ですので、税理士さんに照会して下さい。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は「仮払法人税等（仮払税金)」「仮払消費税」でした。参考になりましたでしょうか。
今回は、残りの流動資産の勘定科目についてご案内したいと思います。
ご参考にしていただければ幸いです。

第４回　　流動資産（その４）

【短期貸付金】・・取引先、関係会社、従業員などに対する貸付金のうち、決算期後１年以内に回収されると認められる貸付金を記載します。（１年を超えるものは投資その他の資産「長期貸付金」に計上します)

【前払費用】・・未経過保険料、未経過支払利息、未経過地代家賃など一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合に、次期以降に繰延べられるべき支払済費用で決算期後１年以内に費用となるべきものを記載します。(注※)
例えば、３月決算のお客様が、１月末に６ヶ月分の保険料をまとめて支払いした場合、当期の２ヶ月分は支払保険料として当期の経費として処理します。一方翌期の経費にあたる残りの４ヶ月分は未経過保険料といい、前払費用として計上します。
（注※）よく混同される勘定科目に前渡金があります。前渡金は、材料の納入や外注を依頼するにあたり代金の一部あるいは全額を支払った場合に、その額を一時的に処理する科目です（前払金と同じ意味合いのものです)。内容の違いに注意して下さい。

【貸倒引当金】・・将来、貸し倒れる（回収できない）可能性のある完成工事未収入金や受取手形がどれだけあるかを見積もって貸倒引当金として計上します。税務申告決算書によっては、流動負債の部に計上されている場合があります。建設業様式の財務諸表では必ず、流動資産の部にマイナスで計上しますのでご注意下さい。

ここでひとつ、「貸倒引当金」、実は、
会社計算規則では貸倒引当金の記載方法は４つの中から選んで良いことになっています。
① 当該各資産項目に対する控除科目として記載する方法。
② 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して記載する方法。
③ 当該各資産の金額から直接控除し、その引当金残高を科目ごとに注記する方法。
④ 当該各資産の金額から直接控除し、その引当金残高を一括して注記する方法。

建設業法様式の財務諸表では②のみが認められています。そのため、税務決算報告書の表示と違う場合がある理由の１つになっています。

【その他】・・建設業法様式の財務諸表には、流動資産の部の最後に「その他」という勘定科目があります。営業債権以外の流動資産に属する勘定科目で、資産合計の５％を超えない範囲の金額の勘定科目は「その他」で一括して計上することが出来ます。よって、５％を超える金額の勘定科目は、そのままの勘定科目名で表示することになります。（以前は１％でした）

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は流動資産についてお送りしました。参考になりましたでしょうか。
では、今回から固定資産に入ります。
参考にしていただけたら幸いです。

第５回　　固定資産（有形固定資産）

【建物・構築物】・・社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備を計上します。また、構築物は塀、防壁、煙突、舗装道路など土地に定着する土木設備や工作物を計上します。

【機械・運搬具】・・建設機械その他の各種機械及び装置、船舶及び水上運搬具、飛行機及びヘリコプター、鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具を計上します。

【工具器具・備品】・・各種工具又は器具で耐用年数が１年以上かつ取得価格が相当額以上であるものを計上します。
ここでひとつ、相当額とはいくら位なんでしょうか... １０万円です。
ただし「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が平成２８年３月３１日まで有効です。こちらは条件を満たせば３０万円になります。（税務上）

【土地】・・自社用（自家用）の土地を計上します。
ここでもうひとつ、類似科目に「商品土地」「販売用土地」があります。
これらは、以前お話ししました流動資産「販売用資産」に該当します。どちらも販売する商品という意味になります。
さらに「投資不動産」という勘定科目もあります。こちらは投資の目的で保有するもので投資その他の資産に該当します。

【リース資産】・・ファイナンスリース取引におけるリース物件を資産に計上します。「ファイナンスリース」は①「所有権移転ファイナンスリース」と②「所有権移転外ファイナンスリース」の２種類になります。ファイナンスリースの会計処理方法は、通常リース会社からの計算書に記載がありますので確認下さい。

【建設仮勘定】・・新築中の社屋など、建設中の自社用（自家用）の固定資産の新設又は増設のために要した支出を計上します。有形固定資産の購入のための手付金や前渡金、建設のために支払われた材料費、労務費、経費も該当します。

【その他】・・他の有形固定資産に属さないものを計上します。

最後にここでもうひとつ
有形固定資産の表示方法について４つの方法があります。参考にしてください。

① 各有形固定資産に対する減価償却累計額を各有形固定資産に対し控除項目として表示する方法。
② 各有形固定資産に対する減価償却累計額をこれらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示する方法。
③ 各有形固定資産に対する減価償却累計額を各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各有形固定資産の金額として表示し、減価償却累計額を各有形固定資産項目別に注記する方法。
④ 各有形固定資産に対する減価償却累計額を各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各有形固定資産の金額として表示し、減価償却累計額を一括して表示する方法。

建設業法様式の財務諸表では、各科目から控除する①で表示することとされています。
例をあげておきます。

① 有形固定資産

建物・構築物	８０，０００	（取得価額になります）	
減価償却累計額	△２０，０００	（過去の減価償却費の合計です）	６０，０００
			（差引です）

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は固定資産の「有形固定資産」についてお送りしました。
今回は固定資産の「無形固定資産」についてお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第６回　　固定資産（無形固定資産）

はじめに、無形固定資産はどのようなものかというと「長期にわたり継続的に、法的または経済的優位を与えるような権利または価値である無形財産で有償取得したもの」とされています。
簡単にいえば、建物など有形固定資産と異なり、目に見えない、形のない資産をいいます。

無形固定資産は、建設業様式の財務諸表を作成いただく際にご留意いただきたい点は総じてありません。ただし、無形固定資産の減価償却は重要なポイントになりますので、少し話しはそれますが、無形固定資産に分類される勘定科目の説明と減価償却についてお届けします。

無形固定資産も有形固定資産と同様に多くが減価償却の対象となります。無形固定資産は、残存価格をゼロとする点、直接償却額を取得原価から控除して表記する点などが有形固定資産と異なりますが、無形固定資産は通常定められた年数で均等償却して費用化できます。

主に下記のような勘定科目があります。

【特許権】・・特許権の取得に要した金額を記載します。特許法で特許権の存続期間は２０年とされていますが、税法では８年で償却できます。

【借地権】・・借地権、地上権及び地役権の取得に要した金額を記載します。借地権は税法では償却の対象にはなりません。

【電話加入権】・・加入電話の工事負担金等を記載します。電話加入権は税法では償却の対象になりません。

【施設利用権】・・施設の利用を目的として支出する施設負担金を記載します。こちらは内容により税法の耐用年数に違いがあり、長いもので３０年というものもあります。
例えば、上下水道や工業用水の施設負担金などは１５年で償却できます。

【ソフトウェア】・・ソフトウェアの取得または制作（研究開発費に該当する部分は除く）に要した金額を記載します。こちらは税法では耐用年数、３年または５年で償却できます。

【のれん】・・会社計算規則第１１条（注１）に定められている「のれん」のうち資産に計上されている金額を記載します。のれんとは、一定の行為（合併等）によって認識可能な実物財産の評価額とこれに対して交付した対価の差額に該当します。税法では、平成１０年４月１日以後に取得したものは５年で償却できます。

（注１）会社計算規則第１１条・・「会社は、吸収型再編、新設型再編又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。」

【リース資産】・・ファイナンス・リース取引における物件の借主である資産を記載します。リース契約により使用収益をする権利を得たソフトウェア等の無形リース物件を計上します。

無形固定資産の減価償却について

無形固定資産の減価償却実施額は経営状況分析を行う上で必要な数値になります。有形固定資産または無形固定資産に計上が有り、かつ、減価償却費として費用計上されているものを減価償却実施額として申請書に記入します（千円未満切り捨て）。無形固定資産の中には上記の様に償却できるものとできないものが混在していますのでご注意ください。

なお、建設業法様式の財務諸表では、資産総額の１００分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載することになっていますので、ご注意ください。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は固定資産の「無形固定資産」についてお送りしましたがいかがでしたでしょうか。今回は固定資産の最後回、「投資その他の資産」についてお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第７回　　固定資産（投資その他の資産）

はじめに、「投資その他の資産」とは「投資資産」と「その他の長期資産」に区別できます。
また、「投資資産」はさらに２つに区別できます。
まず「他企業への資本参加を目的とするもの」。どの様なものかというと、子会社に対する株式や出資金及び貸付金などが該当します。関係会社や関連会社に対するものも同様になります。
もうひとつが「長期資産運用を目的とするもの」。こちらは、長期預金や投資有価証券、上記以外の貸付金、投資不動産が該当します。
「その他の長期資産」は、いままで説明しました、有形固定資産、無形固定資産、投資資産以外のもので、文字通り「その他」であり、長期前払費用、保険積立金、繰延税金資産、差入保証金、貸倒引当金などがあります。

では、建設業法施行規則の告示にある勘定科目を中心にご説明します。

【投資有価証券】・・長期的な投資をしている株式、社債などを記載します。ただし、関係会社株式に属するものは除きます。

【関係会社株式・関係会社出資金】・・子会社及び関連会社等の株式、社債などを記載します。

【長期貸付金】・・流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金を記載します。（＊注）

（＊注）財務諸表等規則は、「株主、役員、従業員、関係会社」に対する貸付金は「関係会社長期貸付金」として記載することになっていますが、建設業法様式の財務諸表ではこれらも含めて「長期貸付金」と記載することとされています。

【破産更生債権等】・・完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金などその他の債権のうち、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている相手方への債権で、決算期後１年以内に､弁済が受けられないことが明らかなものを記載します。

具体的には、
破産債権は取引先が破産宣告を受けた場合、更生債権は会社更生法の適用を受けて更生計画が裁

判所によって決定されたような場合の債権を指します。また、これらに準ずる債権として、債務者である会社が特別清算開始の命令を受けた金銭債権、取引先が不渡手形を出して銀行取引停止処分となった場合の金銭債権、契約によって棚上げされた金銭債権などいわゆる焦げつき債権が考えられます。

【長期前払費用】・・５年分の家賃を前払いしたなど、一定の契約に従って役務（サービス）の提供を受ける場合、未提供の役務に対し支払った対価が前払費用です。ここには、前払費用のうち、決算期後１年を超える期間経過後に費用になる部分を計上します。

【繰延税金資産】・・税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産に記載されたもの以外を記載します。なお、「繰延税金資産」についてはメルマガ８１号「流動資産その３」に内容を記載しておりますので参考に願います。

【貸倒引当金】・・「固定資産」の「貸倒引当金」とは、長期貸付金、破産更生債権等またはこれらに準ずる債権（関係会社長期貸付金、長期営業外受取手形、長期営業外未収入金など）に対する貸し倒れ見込額を控除科目（マイナス勘定）として記載します。

なお、他の固定資産同様、建設業法様式の財務諸表では、資産総額の１００分の５を超えるものについて、当該資産を明示する勘定科目をもって記載することになっていますので、ご注意ください。

最後に破産更生債権の処理の一般的な仕訳例を記載しますので参考にしてください。

○700 万円の手形を受け取っていたが、その会社が民事再生法を適用申請した。
　破産更生債権　7,000,000　／　受取手形　7,000,000

○受取手形 700 万円の貸し倒れ見込額として仮に 350 万円を計上した。
　貸倒引当金繰入額　3,500,000　／　貸倒引当金　3,500,000

○再生計画の認可決定があり、債権額の 20%が当座預金に振り込まれた。
　なお、残りは貸倒損失で処理した。
　貸倒引当金　3,500,000　／　破産更生債権　7,000,000
　貸倒損失　1,685,185　／
　当座預金（配当金）　1,400,000　／
　仮受消費税　414,815　／

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は固定資産の「投資その他の資産」についてお送りしました。
今回は「繰延資産」についてお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第８回　繰延資産

当期だけの費用とせず、翌期以降も負担すべき性質の費用は、一時的に資産とみなして繰り延べることが認められています。資産とはいいながら、財産価値、換金価値はないのが特徴です。
企業会計基準委員会が「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（Ｈ１８．８）において下記の５つの勘定科目を示し、建設業法様式の財務諸表も同様の扱いとなっています。
一方、税務署に提出される税務決算書の繰延資産には５つの勘定科目以外のものが含まれている場合がみられ、繰延資産の表示が建設業法様式の財務諸表と一致しない場合があり注意が必要になります。建設業法様式の財務諸表に表示のない勘定科目は、内容により「無形固定資産」または「投資その他の資産」に計上します。
例えば、入会金、加盟料などは税法上繰延資産に計上が認められていますが、下記の５つの勘定科目には該当しません。

では、繰延資産、５つの勘定科目について説明します。

【創立費】・・会社を設立する際に会社が負担すべき費用を計上します。定款作成の費用や、設立登記にかかる費用などが該当します。

【開業費】・・会社設立後、事業を開始するまでに要した費用を計上します。事業を開始するまでの水道光熱費や土地建物の賃借料などが該当します。

【株式交付費】・・株式を募集するために発生したすべての費用を計上します。新株の発行または自己株式の処分に支出した費用が該当します。

【社債発行費】・・社債を募集するために発生したすべての費用を計上します。社債や新株予約権の発行のために支出した費用が該当します。

【開発費】・・新技術の採用に係る支出、新経営組織の採用に係る支出、資源の開発及び市場の開拓に係る支出などが該当します。ただし、毎期、経常的に支出される費用は該当しませんので類似科目に注意が必要になります。通常、「研究開発費」「研究費」「試験研究費」などは毎期費用計上され、開発費には該当しませんのでご注意下さい。

最初にご案内しましたが、会社法と法人税法で認められている繰延資産の勘定科目は一致しません。建設業法様式の財務諸表を作成する際、繰延資産に該当する勘定科目がないため、表示されている勘定科目を二重線で修正し使用されている場合が見受けられます。５つの勘定科目以外は、お手数ですが内容を確認いただき、建設業法様式の財務諸表を作成する際にあらかじめ「無形固定資産」または「投資その他の資産」に計上して下さい。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は「繰延資産」についてお話ししました。今回から負債の部に入りたいと思います。
負債の部、第１回目は「流動負債」です。
参考にしていただけたら幸いです。

第９回　　流動負債（流動負債その１）

はじめに、流動負債は流動資産と同様に、正常営業循環基準を適用し、通常の営業取引で発生する支払手形、工事未払金、買掛金などを計上します。仮に支払期限が１年を超えても通常の営業サイクルに伴うものなら流動負債に計上します。また、この基準外のものについてはワンイヤールールを適用し１年を基準に「流動」と「固定」に区別して計上します。では、流動負債の主な勘定科目について説明します。

【支払手形】・・資材の購入や下請代金の支払いなど、通常の営業取引により発生した手形債務を計上します。固定資産や、有価証券の購入など営業外の取引で発生した手形債務は「営業外支払手形」として区別します。
なお、金融機関からの借り入れは、証書によらずに金融機関を受取人とした約束手形の振り出しにより行われることも多くありますが、このような借り入れをするために発行した手形は「短期借入金または長期借入金」として計上します。

【電子記録債務】・・電子記録債権と対になる勘定科目で、従来の買掛金、支払手形にかわる新たな金銭債務です。支払手形の取り扱いに準じ「電子記録債務」または「営業外電子記録債務」として計上します。ただし、重要性が乏しい場合、手形債務（支払手形等）に含め計上することもできます。

【割引手形】・・受取手形のうち、手形の支払期日が到来する前に、金融機関等で割引した手形を計上します。建設業法様式の財務諸表に転記いただく際の注意点としては、負債の部に割引手形の計上があれば、流動資産「受取手形」または、「営業外受取手形」と控除して計上していただく必要があります。また、割引手形の金額を注記表に千円単位で記載いただくことになります。

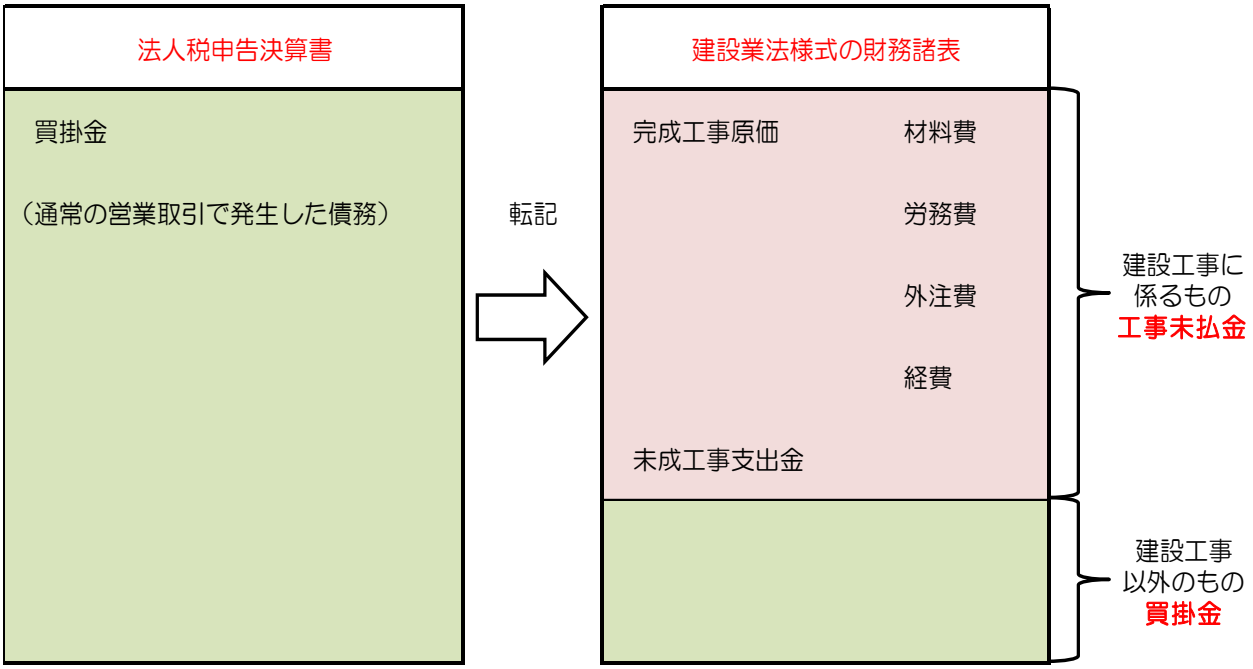
【裏書手形】・・受取手形のうち、手形の支払期日が到来する前に支払に充当するため譲渡した手形を計上します。こちらも建設業法様式の財務諸表に転記していただく際の注意点は、「割引手形」と同様の取り扱いになります。

＊ここで建設業法様式の財務諸表をご記入いただく際のお願いです。

注記表（様式第１７号の２）に、７貸借対照表関係（２）「保証債務、手形遡及債務、重要な係争にかかる損害賠償義務等の内容及び金額」という項目欄があります。この欄に、割引手形、裏書手形は手形遡及債務に該当しますので、「受取手形割引高」「裏書手形譲渡高」「電子記録債権割引高」「電子記録債権譲渡高」の期末残高を千円単位でご記入下さい。なお、分析上必要な数値ですので、該当がある場合は必ずご記入下さい。手形取引のない申請者様や、「割引手形」「裏書手形」がない申請者様はお手数ですが　０　（千円）または、「該当なし」とご記入下さい。記載がない場合、記入漏れとの区別がつかないためよろしくお願いします。

【工事未払金】と【買掛金】・・「工事未払金」は工事原価（材料費、労務費、外注費、経費）に係る未払金（未完成工事分も含みます）を計上します。
法人税申告決算書の「買掛金」には工事に係るものが含まれている場合がありますので工事に係るものは、「工事未払金」に計上することになります。（下図をご参照下さい）
同様に「未払金」「未払費用」にも工事に係る未払金が入っている場合もありますのでご注意下さい。

買掛金　（工事に係る買掛金は「工事未払金」と記載します。）



＊法人税申告決算書の買掛金の内、ピンクの部分は工事未払金に計上をお願いします。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回に引き続き「流動負債」の続きをお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第１０回　　流動負債（流動負債その２）

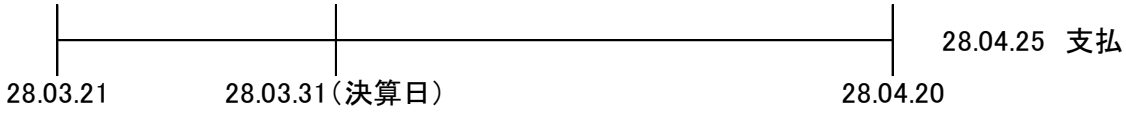
代表的な流動負債の勘定科目について説明します。

【短期借入金】・・決算期後１年以内に支払期限が到来する、金融機関、得意先、取引先、株主・役員、従業員、親会社などからの借入金を計上します。当座借越や代表者及び役員からの借り入れであっても１年以内に返済期日が到来するものは、短期借入金に計上します。

【リース債務】・・ファイナンス・リース取引における借手側に生じる負債をいいます。リース取引といえば賃貸借をイメージされると思いますが、ここで言う取引は、売買とみなして借手側は「リース物件」とこれにかかる「債務」を、それぞれリース資産、リース債務として計上します。また、リース債務は決算期後１年以内に支払期限が到来するものは流動負債、１年を超えるものは固定負債として区分します。

【未払金】・・有価証券や固定資産を購入する際に発生した未払金等、通常の営業取引以外から発生した債務をいい、１年以内に支払われるものを計上します。通常の営業取引から発生する「工事未払金」や「買掛金」に該当する営業債務は除きます。

【未払費用】・・家賃、給料、支払利息など継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて発生する費用であって、決算日までに提供された役務に対する未払額を計上します。
例えば、給料の締め日が２０日で支払日が２５日の場合、下記の様に途中で決算日を迎えることがあります。今回、３月２１日から３月３１日までの給料を未払費用として計上します。
　仕訳例　28.03.31　給料手当×××千円　／　未払費用×××千円



【未払法人税等】・・法人税、住民税及び事業税で確定したがまだ納付してない税額。法人税等の納付は通常、決算期後２ヵ月以内にする確定申告時に行うので、決算時点では未払いとなるため、この勘定科目で計上します。未払消費税は含みませんのでご注意ください。また、法人税申告決算書によって、「納税充当金」として計上されている場合がありますが、通常、未払法人税等と同様の意味合いで使用されています。

現金主義と発生主義ついて少し復習を

現金主義：現金主義とは、現金の収支に基づいて費用と収益を認識する会計処理
発生主義：発生主義とは、取引が発生した事実に基づいて費用と収益を認識する会計処理

第３回の流動資産「仮払法人税」のところで説明しましたが、建設業法様式の財務諸表は「発生主義」で作成する必要があります。税務署に提出されている法人税申告決算書が「現金主義」で作成されている場合、「発生主義」に変更していただく必要があります。

では、参考に現金主義と発生主義の違いを例示します。

平成 26 年度決算で当期の「法人税住民税及び事業税」2,000 千円が確定しました。

現金主義	発生主義
仕訳なし	（借方）法人税住民税及び事業税　2,000千円　／　（貸方）未払法人税等　2,000千円

＊現金主義の場合、26 年度に発生した税額の計上はありません。
＊発生主義の場合、26 年度決算で当期の 2,000 千円の税額を計上します。

決算から 2 ヵ月以内の確定申告で税金 2,000 千円を納付しました。

現金主義	発生主義
（借方）法人税住民税及び事業税　2,000千円　／　（貸方）現金預金　2,000千円 あるいは （借方）租税公課　2,000千円　／　（貸方）現金預金　2,000千円	（借方）未払法人税等　2,000千円　／　（貸方）現金預金　2,000千円

平成 27 年度決算で当期の「法人税住民税及び事業税」3,000 千円が確定しました。

現金主義	発生主義
仕訳なし	（借方）法人税住民税及び事業税　3,000千円　／　（貸方）未払法人税等　3,000千円

＊現金主義の場合、納付時に前年度の税額を計上します。
＊発生主義の場合、26 年度で既に前年度の税額は経費として処理が終わっており、負債の支払いとして計上します。また、27 年度の決算で当期の 3,000 千円の税額をあらたに計上します。

決算から 2 ヵ月以内の確定申告で税金 3,000 千円を納付しました。

現金主義	発生主義
(借方)法人税住民税及び事業税 3,000千円 ／ (貸方)現金預金 3,000千円 あるいは (借方)租税公課 3,000千円 ／ (貸方)現金預金 3,000千円	未払法人税等 3,000千円 ／ 現金預金 3,000千円

平成 28 年度決算で当期の「法人税住民税及び事業税」1,000 千円が確定しました

現金主義	発生主義
仕訳なし	(借方)法人税住民税及び事業税 1,000千円 ／ (貸方)未払法人税等 1,000千円

このような形で「繰越利益剰余金」、「当期純利益」にズレが生じます。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は「流動負債」についてお送りしました。
今回も「流動負債」の続きをお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第１１回　　流動負債（流動負債その３）

では、流動負債の主な勘定科目について説明します。

【未成工事受入金】・・建設工事は請負金額が多額で工期が長くなることが多いため、着工時や施工途中で請負代金の一部を受け取ることがあります。未成工事受入金は、工事が完成する前に受け取った工事代金を計上します。
例えば、建築工事を 25,000 千円で請負った際、施主から着手金として、10,000 千円を受け取った場合などです。
なお、兼業事業にかかる受入金は「兼業事業受入金」「兼業事業前受金」として計上します。

【前受収益】・・前受利息や前受賃料など、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に、提供していない役務に対する受け入れ済みの収益を計上します。
例えば、来月分の駐車場の賃貸料を、今月受け取った場合などに計上します（＊注１）。
　＊注１：重要性の乏しいものについては経過勘定で処理しないことが出来ます。

【預り金】・・役員、従業員、取引先などから一時的に預かった金銭を計上します。
なお、土地、建物を賃貸した場合に預かる「敷金」や「保証金」など、返済期日の定めがなく、１年以内に返済されないことが明らかなものは「長期営業外預り金」として固定負債に計上します。

【仮受金】・・入金はあったが、その理由が不明な場合に、その入金理由（正しい勘定科目）が判明するまで一時的に使用する勘定科目です。

【前受金】・・一般には手付金や内金といったものを「前受金」として計上しますが、建設業では工事にかかるものを「未成工事受入金」として計上します。建設業法様式の財務諸表を作成する際は「前受金」の内容をご確認ください。
同様に「仮受金」や「預り金」の中に「未成工事受入金」として計上すべきものが含まれていないか、あわせてご確認下さい。

【・・・引当金】・・引当金とは、将来発生すると見込まれる損失、費用の支出に準備する見積金額のことをいいます。
なお、建設業法様式の財務諸表では「貸倒引当金」の表示は、流動資産、または、固定資産の投資その他の資産にマイナス表示となります。
また、引当金は流動負債の他、固定負債でも該当するものがあります。詳細は固定負債の部で記述したいと思います。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は「流動負債」を取り上げました。今回は「固定負債」をお送りしたいと思います。
参考にしていただけたら幸いです。

第１２回　　固定負債

まず初めに、固定負債とはどの様なものかというと、
① 営業取引以外の原因により発生した金銭債務やその他の負債
② 履行予定日が決算期後１年を超えるもの
以上、２つの条件の双方を満たすものを固定負債の部に計上します。

では、主な固定負債について説明します。

【社債】・・社債とは、企業が資金調達のため、投資家からの金銭と引き替えに発行する債券です。通常、償還（返済）が長期に渡るため、固定負債に部に計上します。なお、償還期限が決算期後１年以内になった社債は、ワン・イヤー・ルールを適用し流動負債の部に計上します。

【長期借入金】・・金融機関、取引先、親会社、関連企業、役員、従業員などからの借入金で、返済期日が決算期後１年を超えて到来するものを計上します。
＊代表者からの借入金であっても返済期日が１年を超えるものは長期借入金として計上しますので、建設業法様式の財務諸表に転記の際はご注意ください。

【リース債務】・・流動負債のリース債務に計上された以外のものを計上します。リース債務は第 10 回の流動負債をご参照ください。

【... 引当金】・・将来発生するであろう損失や費用などの支出に備え、前もって見積り準備する金額です。通常「〇〇引当金」の名称で表示されます。一般的に多く見受けられるものとして、「退職給付引当金」があります。退職給付引当金は、退職給付に関する会計基準に基づき、職員が退職する際に支払う将来の退職給付（退職一時金と企業年金）のうち、当期末時点の債務と認められる額を計上します。

ここで、企業が引当金を設定する場合、どの様な要件を満たす必要があるかというと...
１．将来の特定の費用または損失であること
２．発生が当期以前の事象に起因していること
３．発生の可能性が高いこと
４．金額を合理的に見積もることができること
以上の４点が必要になります。
建設企業で見受けられる代表的な引当金として、「完成工事補償引当金」があります。工事の目的物を引き渡した後に、無償で補修を行う場合の費用や、瑕疵担保責任に備え引当金として計上します。

【負ののれん】・・合併や事業譲渡等により取得した企業の取得原価が、純資産額を下回る場合、その差額を「負ののれん」として計上します。簡単に言えば割安で企業を買収した場合の差額です。ただし、平成 20 年度の「企業結合に関する会計基準」の改正で、平成 22 年 4 月 1 日以降、負ののれんが発生する場合、一定の条件を満たせば発生した事業年度の利益として処理することになったので、固定負債に新たに「負ののれん」が計上されることはなくなりました。現在は、22 年 3 月 31 日までに発生したものが計上されています。

【その他】・・このほか、返済期限が決算期後１年を超える負債であって、負債純資産合計の 5%を超えるものは、具体的勘定科目名を表示して計上する必要がありますのでご注意ください。
（例）長期設備支払手形、長期未払金、預り保証金、預り敷金、長期前受収益等

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回で負債の部は終了です。
いよいよ、貸借対照表の最後、「純資産」について取りあげました。
参考にしていただけたら幸いです。

第１３回　　純資産の部

純資産の部について説明します。
純資産は、「株主資本」と「株主資本以外」の２つに分類されます。
「株主資本」は、「株主が拠出した資本」や「利益の内部留保」で、いわゆる資本金や資本準備金、利益準備金、利益剰余金などです。
「株主資本以外」は、「評価・換算差額等」や「新株予約権」で、平成 17 年の会社法の改正により新たに追加されました。なお、このときあわせて「資本の部」から「純資産の部」に名称も変更されました。

今回は、純資産の部のうち「株主資本」について説明します。
株主資本とは、簡単にいうと「株主によるお金 ＋ これまで稼いだお金」の合計となります。

では、代表的な純資産の部の勘定科目について説明します。

【資本金】・・初めに、会社を設立する際に株主が払い込んだ金額で、現金での払込みのほか現物出資による財産の額が計上されます。また、設立後も増資や減資などにより資本金は変動します。

【資本準備金】・・会社法により会社に積立を義務づけている法定準備金であり、会社を設立または増資を行った際に、資本金に組み入れなかった残額やその他資本剰余金からの配当をおこなった場合の積立金を計上します。このほか合併、分割など組織再編による増加資本で資本金に組入れなかった金額を計上します。

【その他資本剰余金】・・資本剰余金は上記の「資本準備金」と「資本準備金以外の資本剰余金」に分類され、後者の「資本準備金以外の資本剰余金」が「その他資本剰余金」です。この勘定には資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金を計上します。

【利益準備金】・・会社が稼得した利益のうち、一定額を社内に留保すべきとされている法定準備金であり、配当に伴う積立などを計上します。

＊「その他資本剰余金」から配当を行った場合は「資本準備金」、「その他利益剰余金」から配当を行った場合は「利益準備金」にそれぞれ一定額を積立なければなりません。資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の４分の１に達していない場合、その配当により減少する剰余金の額に１０分の１を乗じた額をそれぞれ「資本準備金」「利益準備金」に計上しなければなりません。但し、既に、資本金の４分の１に達している場合は積立不要です。また、今回の積立により達する場合は限度まで計上することになります。資本金 10,000 千円の企業が、その他資本剰余金またはその他利益剰余金から配当を行う場合、「資本準備金」と「利益準備金」の合計が限度額 2,500 千円に達するまで積立が必要になります。

【その他利益剰余金】・・「任意積立金」と「繰越利益剰余金」から構成されます。
その他利益剰余金のうち、任意積立金は法律とは関係なく会社が自主的に利益の一部を留保して積立てるもので、「・・・積立金」や「・・・準備金」などがあります。例えば、特定の目的のための積立（配当平均積立金など）や、特定の目的のないもの（別途積立金）があります。
繰越利益剰余金は、当期純利益や繰越利益、任意積立金取崩額などの合計を計上します。通常配当原資となり、一定額を剰余金の配当として処分します。

【自己株式】・・会社が所有する自社の発行済株式です。自己株式を他人に譲渡することを自己株式の処分といいますが、処分価格と帳簿価格との差を、「自己株式処分差益」「自己株式処分差損」といいます。自己株式処分差益は、上記の「その他資本剰余金」に計上します。自己株式処分差損は、逆に、「その他資本剰余金」から減額し、減額により「その他資本剰余金」の期末残高がマイナスになる場合、そのマイナス部分を「その他利益剰余金」から補填します。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

前回は純資産の部の１回目をお送りしました。
今回は、「純資産の部」の続きです。
参考にしていただけたら幸いです。

第１４回　　純資産の部その２

前回、純資産のうち、「株主資本」について掲載しました。
今回は、「株主資本以外」の純資産について解説いたします。
主に、「評価・換算差額等」と「新株予約権」に分類されます。
評価・換算差額等は、簡単にいえば資産や負債の期末評価差額（時価評価に伴う含み損、あるいは含み益）を当期の損益ではなく純資産に計上するための区分です。
こちらは、平成１７年度の会社法の改正により追加されました。

では、「株主資本以外」の代表的な勘定科目について説明します。

【その他有価証券評価差額金】・・企業は運用益を得る目的で株式を保有する場合と、業務提携や会社同士の付き合いで長期に株式を保有する場合があります。「その他有価証券」は後者に該当します。この「その他有価証券」は時価会計を適用した場合、期末に時価評価を行い含み損益（評価差額）を計算します。ただ、直ちに売買、換金をする性格の有価証券ではないので当期の損益にはしないで税効果会計を適用し純資産の部の「その他有価証券評価差額金」という勘定科目に計上します。

【繰延ヘッジ損益】・・繰延ヘッジとは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる処理方法です。アメリカの企業に商品を１，０００ドルで販売し、代金（売掛金）は３か月後に入金します。このような場合、円高に動けば円換算にした代金が目減りします。そこで為替予約などを使って円高に動けば有利になる逆取引をしておきます。前者の代金をヘッジ対象、後者の為替予約をヘッジ手段といます。途中で決算期を迎えた場合、為替予約の損益を「繰延ヘッジ損益」に一時的に純資産として計上する訳です。

【土地再評価差額金】・・大企業等の一定の会社が事業用土地について時価による評価を行い、当該事業用土地の帳簿価格を改定した際に計上します。すこし難しくなりますが、再評価に係る繰延税金負債の額または再評価に係る繰延税金資産の額を控除して純資産の部に「土地再評価差額金」として計上します。ただし、平成１４年４月１日以降は、土地再評価法で定めた再評価実施期間を経過しており事業用土地の再評価を行うことが出来ません。

【新株予約権】・・権利者が行使することで「会社の株式の交付を受けることができる」権利のことをいいます。つまり、将来発行する予定の株式を受け取る権利ということになります。

新株予約権１，０００千円を発行し、発行価格が払い込まれた場合

普通預金１，０００千円／新株予約権１，０００千円

後日、株式化して資本金（増資）とした

新株予約権１，０００千円／資本金１，０００千円

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回より、損益計算書について説明します。
まず初めに、企業会計原則では、「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示するものである」とされています。
上記の原則を踏まえながら、損益計算書の勘定をみていきます。
財務諸表作成の際に参考にしていただけたら幸いです。

第１５回　　損益計算書その１

今回は売上高と売上原価について説明します。
損益計算書の様式には「報告式」と「勘定式」の２種類がありますが、建設業法施行規則では上から下へ順次記載する「報告式」を採用しています。
法人税申告決算書の様式と相違している場合がありますので、建設業法様式の財務諸表に転記の際にはご注意下さい。

では、勘定科目について説明します。

【売上高】・・完成工事高と兼業事業売上高の合計になります。

【完成工事高】・・「工事進行基準」により収益に計上する場合は期中出来高相当額、「工事完成基準」により収益に計上する場合は最終総請負高になります。なお、共同企業体全体の完成工事高には、出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上します。

※「工事進行基準」は、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて工事収益および工事原価を認識する方法です。
一方「工事完成基準」は、工事契約に関して、工事が完成し、引き渡しを行った時点で工事収益および工事原価を認識する方法です。
なお、「工事進行基準」を採用する場合「工事の進捗度」を計算しなければなりませんが、一般的に用いられる方法として「原価比例法」があります。「原価比例法」は「決算期末までに発生した当該工事の工事原価」が「当該工事見積原価」に占める割合をもって「工事進捗度」を算定する方法です。
また、「工事進行基準」は「工事収益総額」「工事原価総額」「決算日における工事進捗度」の３点を、信頼性をもって見積もる必要がありますので、３点が客観的かつ合理的な基準で算定出来なければ「工事進行基準」を採用する事は出来ません。

ここで、工事進行基準の計算例をひとつあげておきます。
「ビル新築工事」を請負代金１０億円、工事原価（見込み）８億円、工事期間３年でおこない、ビル新築工事を請け負ってから初めての決算を迎えることになりました。既に、工事原価として２億円支出（総額の見込みは８億円）している場合、原価比例法で算定した工事進捗度は２億円÷８億円で２５％になります。従って、完成工事高２．５億円、完成工事原価２億円を計上することになります。

【兼業事業売上高】・・兼業事業売上高には、建設業以外の事業を併せて営む場合にその事業の売上高を計上します。

【売上原価】・・完成工事原価と兼業事業売上原価の合計になります。

【完成工事原価】・・完成工事高として計上した工事に対応する工事の原価を計上します。

※損益計算書の「完成工事原価」と完成工事原価報告書の「完成工事原価」は一致します。
また、建設業法様式の完成工事原価報告書は「材料費」「労務費」「外注費」「経費」の４つに分類されており、勘定科目を追加することができなくなっています。よって作成の際、再度集計が必要になる場合があります。詳細は「完成工事原価報告書」の号で説明いたします。

【兼業事業売上原価】・・兼業事業売上高として計上した売上に対応する売上原価を計上します。

【売上総利益（売上総損失）】・・完成工事総利益（完成工事総損失）と兼業事業総利益（兼業事業総損失）の合計額を計上します。

【完成工事総利益（完成工事総損失）】・・完成工事高から完成工事原価を控除し計上します。

【兼業事業総利益（兼業事業総損失）】・・事業売上高から兼業事業売上原価を控除し計上します。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回は、損益計算書の続きとして、「販売費及び一般管理費」について説明します。

第１６回　　損益計算書その２

この「販売費及び一般管理費」は企業の営業活動に要した費用で、原価に算入されない費用を計上します。
建設業では、完成工事高として計上された工事に対する「工事原価」と、この「販売費及び一般管理費」に費用は大別されます。法人税申告決算書から転記して、建設業法様式の財務諸表を作成する場合は、両者が混同しないようにご注意下さい。
例えば、工事を下請けに出した際の外注費や工事機材のレンタル料は工事原価に計上します。

では、代表的な勘定科目について説明いたします。

【役員報酬】・・取締役、執行役員等に対する報酬を計上します。

【従業員給与手当】・・営業部門、一般管理部門に所属する従業員に対する給与や諸手当、賞与などを計上します。工事部門に所属する従業員に対する給与等は、工事原価として労務費または経費（人件費）に計上します。また、双方の部門にまたがって所属する場合は、勤務時間等の割合で双方に配分（配賦）します。

【減価償却費】・・減価償却資産に対する償却額を計上します。減価償却費も、工事原価として計上するものと、「販売費及び一般管理費」として計上するものとに分かれます。例えば、本社建物の償却は販売費及び一般管理費に計上し、現場で使用するショベル系掘削機や大型ダンプ車などの減価償却費は工事原価（経費）として該当します。税務申告別表１６を見ていただくと償却資産の内容が確認できます。

【貸倒引当金繰入額】・・営業取引によって発生した受取手形、完成工事未収入金等の営業債権に対する貸倒引当金繰入額と戻入額の差額を計上します。販売費及び一般管理費にマイナス表示はありませんが、貸倒引当金繰入額は繰入額と戻入額の差額を計上するため、マイナス表示になる場合もあります。

【雑費】・・他の販売費および一般管理費の科目に属さない費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の１０分の１以下のものは雑費で計上することができます。ただし、「１０分の１を超えるものについては該当する勘定科目で表示すること」とされています。

＊消耗品、光熱費、燃料費など「販売費および一般管理費」の中に工事原価の経費として計上すべき勘定が含まれている場合が多くあります。
財務諸表を作成する際、工事原価に該当するか否かを判断しなければならない科目は、日頃から分類しておくと、工事毎の利益の状況が把握しやすくなります。
また、建設業法様式の財務諸表作成も容易になると思われますのでぜひお勧めいたします。

この他、よく見受けられる販売費及び一般管理費は、次のような勘定科目があります。

【退職金】・・役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。

【法定福利費】・・健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業主負担額。

【福利厚生費】・・慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用。

【通信交通費】・・通信費、交通費及び旅費。

【動力用水光熱費】・・電力、水道、ガス等の費用。

【貸倒損失】・・営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

【交際費】・・得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等。

【地代家賃】・・事務所、寮、社宅等の借地借家料。

【保険料】・・火災保険その他損害保険料。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回も、損益計算書の続きになります。
財務諸表作成の際に参考にしていただけたら幸いです。

第１７回　　損益計算書その３

今回は「営業外収益」と「営業外費用」について説明します。
前回の「販売費及び一般管理費」は主な営業活動に付随する費用でしたが、今回は主な営業活動以外から発生する収益と費用になります。国土交通大臣の定める勘定科目の分類では、営業外収益は「受取利息および配当金」「その他」の２つに、営業外費用は「支払利息」「貸倒引当金繰入額」「貸倒損失」「その他」の４つに分類されています。

では、勘定科目について説明いたします。

【受取利息及び配当金】・・預貯金や貸付金に対する利息、社債や公債に対する利息、株式や出資に対する配当金などを計上します。

【その他】・・受取利息及び配当金以外のものはその他に計上します。「有価証券売却益」や「雑収入」などはその他として計上します。ただし、その他のうち、営業外収益の総額の１０分の１を超えるものについては勘定科目を明示しなければなりません。

【支払利息】・・借入金や預り金に対する利息、自社が発行した社債に対する利息などを計上します。但し、手形売却損（＊）は含みません。
　＊手形割引を行う場合、通常、手形の満期日までの利息相当額の支払いが必要になります。この支払額を手形売却損といいます。手形割引料と表示されている場合もあります。

【貸倒引当金繰入額】・・営業外費用の部で計上するのは、営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額を記載します。ただし、異常なものは特別損失に計上します。

【貸倒損失】・・営業外費用の部で計上するのは、営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失を記載します。ただし、異常なものは特別損失に計上します。

【その他】・・「支払利息」「貸倒引当金繰入」「貸倒損失」以外のものはその他で計上します。ただし、営業外収益のその他と同様に、営業外費用の総額の１０分の１を超えるものについては勘定科目を明示しなければなりません。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回も、損益計算書の続きになります。
財務諸表作成の際に参考にしていただけたら幸いです。

第１８回　　損益計算書その４

今回は「特別損益」及び「税金費用と法人税等調整額」について説明します。今回ご説明する科目は、法人用財務諸表に設けられている科目です。
前回の「営業外損益」は、主な営業活動以外から発生する収益と費用でした。
今回の「特別損益」は、通常の事業活動とは無関係に、その期だけ特別に発生する臨時的、偶発的な損益で比較的金額が大きいものを計上します。特別損益に属する勘定科目として「臨時損益」と「前期損益修正」の２つがあげられます。
この損益が発生する要因には、土地売却による臨時収益や被災による損失、リストラ費用などが考えられます。
なお、重要性の乏しいもの、金額が僅少なもの、毎期経常的に発生するものは営業外損益に含めることができるとされています。

では、特別利益と特別損失に分けて説明いたします。

〇特別利益

【前期損益修正益】・・前期以前に計上された損益の修正による利益を記載します。例をあげると、前期以前に貸倒損失として償却した債権が一部回収できた際の償却済債権取立益、前期以前に計上した減価償却額の修正による減価償却累計額修正益などがあります。

【その他】・・まず、固定資産売却益が考えられます。固定資産売却益は通常金額が大きく、臨時的に発生するため通常、特別利益に計上します。また、省令様式では金額が重要でないものを除き、それぞれ勘定科目を表示しなければなりませんので、投資有価証券を売って臨時収益があった場合は、投資有価証券売却益として計上します。

〇特別損失

【前期損益修正損】・・前期以前に計上された損益の修正による損失を記載します。発生の原因として、前期以前に経理処理上のミスがあった場合などが考えられます。

【その他】・・こちらもまず、固定資産売却損が考えられます。この他、災害による損失なども特別損失に該当します。

〇税金費用と法人税等調整額

【法人税、住民税及び事業税】・・法人税、住民税及び事業税には、税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益関連する金額を課税標準として課される事業税）の額を記載します。
なお、国土交通大臣の定める科目分類では、法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額も「法人税、住民税及び事業税」に記載するとされています。

【法人税等調整額】・・税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額を記載します。なお、こちらに過年度の法人税等の額を記載することはできません。

建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回は、完成工事原価報告書になります。
財務諸表の作成の際に参考にしていただけたら幸いです。

第１９回　　損益計算書（完成工事原価報告書）

今回は、「完成工事原価報告書」について解説します。
完成工事原価報告書は、当期に完成させた工事の原価の内訳を示す計算書類です。
建設業法様式の完成工事原価報告書は「材料費」「労務費」「外注費」「経費」の４つの要素に区分して記載することとされています。

では、内訳について説明いたします。

【材料費】・・鉄筋、木材、コンクリートブロックなど、工事のために直接購入した素材、半製品、製品および材料貯蔵品から振り替えられた資材を計上します。

【労務費】・・工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。一方、工事現場における管理業務に従事する技術、事務職員は下記の原価項目「経費（うち人件費)」として計上します。

【外注費】・・外部業者に発注して工事を施行させた際の契約に基づく支払額を計上します。外注といっても、材料などを元請が支給し、単に労務作業だけをやってもらう契約や労務作業について他の建設業者から応援をしてもらう場合もあります。この様な場合、区分は上記の「労務費」に計上し、かつ、「うち労務外注費」に表示することができます。

【経費】・・工事について発生し、または負担すべき材料費、労務費および外注費以外の費用を計上します。

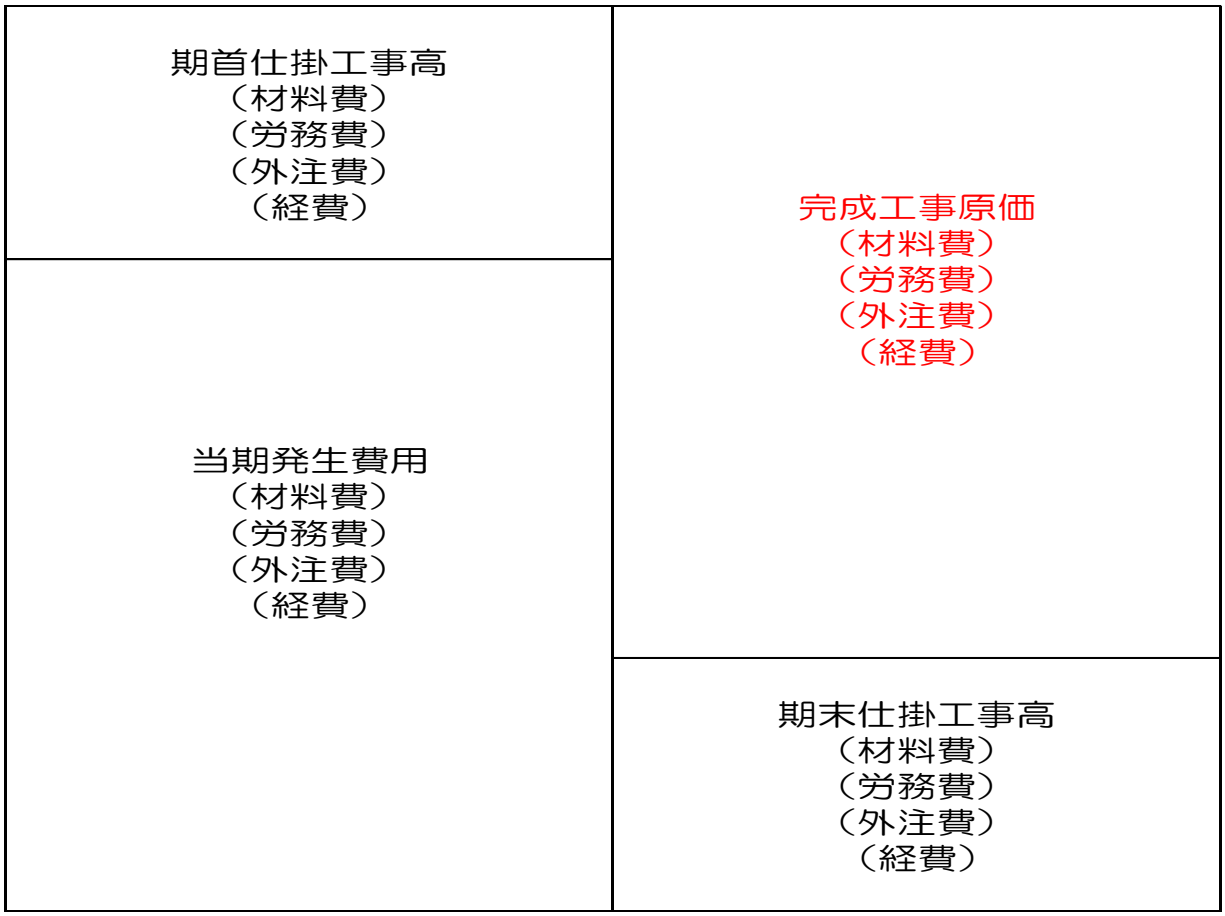
最後に法人税申告決算書に「期首仕掛工事高（期首未成工事支出金)」「期末仕掛工事高（期末未成工事支出金)」の記載がある場合の建設業法様式の財務諸表への転記の際にご注意いただきたい点を説明します。

「期首仕掛工事高」は前期末時点において完成していない工事に対する「材料費」「労務費」「外注費」「経費」の４つの要素の合計額になります。当期完成した工事の原価であれば「材料費」「労務費」「外注費」「経費」にそれぞれ振り替えられます。また、「期末仕掛工事高」は当期末に完成していない工事に対する「材料費」「労務費」「外注費」「経費」が計上されています。

つまり、財務諸表に転記する際は、材料費であれば、「期首材料費」＋「材料費」－「期末材料費」＝　記載すべき「材料費」となります。

建設業法様式の「完成工事原価報告書」は４つの要素（材料費、労務費、外注費、経費）に分類することを求められますので、期首、期末の仕掛工事高についても同様に分類することが求められます。

＊建設業法様式の「完成工事原価報告書」には赤い部分の金額を計上します。



建設業法様式の財務諸表を作成する際にご留意いただきたい点

今回は、株主資本等変動計算書です。
株主資本等変動計算書は、貸借対照表、損益計算書とならぶ計算書類のひとつです。
参考にしていただけたら幸いです。

第２０回　株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、貸借対照表「純資産の部」の一会計期間における変動額のうち、主として株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものです。
簡単にいうと、期首から期末にかけて純資産の部がどの様な理由でどの様に増減したかを示す、明細書ということになります。
また、建設業法様式の財務諸表では、株主資本等変動計算書は様式第１７号で定められており、そちらで作成する必要があります。

では株主資本等変動計算書でご注意いただきたい点を説明いたします。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

自
至

(会社名)

千円

	株主資本													評価・換算差額等					
			資本剰余金			利益剰余金													
							その他利益剰余金												
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,000							1,000	5,000	6,000			16,000						16,000
当期変動額																			
新株の発行																			
剰余金の配当						100			△ 1,100	△ 1,000			△ 1,000						△ 1,000
当期純利益									5,000	5,000			5,000						5,000
自己株式の処分																			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																			
当期変動額合計						100			3,900	4,000			4,000						4,000
当期末残高	10,000					100		1,000	8,900	10,000			20,000						20,000

まず、資本金から横に表示される各科目ついて説明いたします。
貸借対照表にも記載されている純資産を構成する勘定科目です。勘定科目については１２月配信の「第１３回純資産の部」で説明させていただきましたのでご確認ください。

次に、当期首残高から縦の項目について説明いたします。重要なのは「当期首残高」「当期変動額合計」「当期末残高」の３行で、これらからお金の流れ（増減）をつかみます。
当期の変動要因は「剰余金の配当」「剰余金の配当に伴う利益準備金の積立」、当期に稼いだ「当期純利益」、「新株発行」「自己株式の処分」が主なものです。

【当期首残高】・・当期首残高は原則、前期末残高と一致します。前期の株主資本等変動計算書の当期末残高、あるいは、前期の貸借対照表の純資産の部を確認いただき記入します。

【剰余金の配当】・・株主等に配当を行った額を記入します。上記の変動計算書では、繰越利益剰余金を取崩し、1,000 千円配当を行い、それに伴い、100 千円の「利益準備金」（注）を積み立てた場合の記載例になります。
（注）株主等に配当をおこなう場合、一定の積み立てを、利益準備金として計上します。

【当期純利益】・・損益計算書の「当期純利益」を記入します。上記の変動計算書では、5,000 千円の利益を計上しましたのでその額を記載しています。

【当期変動額合計】・・こちらは当期の変動額の合計を記載します。

【当期末残高】・・「当期首残高」から「当期変動額合計」の合計額を加減し記入します。当期末残高はもちろん貸借対照表の「純資産の部」の内容と一致します。